

第17回新市民会館整備等調査特別委員会会議記録

日 時 令和3年3月22日(月曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 1時 1分 開議
午後 2時10分 散会

付託事件

議案第2号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第2号 水戸市民会館条例

2 出席委員(27名)

委員長	渡 辺 政 明 君	副委員長	高 倉 富 士 男 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	萩 谷 慎 一 君
委員	土 田 記 代 美 君	委員	田 中 真 己 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	綿 引 健 君	委員	木 本 信 太 郎 君
委員	後 藤 通 子 君	委員	田 口 文 明 君
委員	森 正 慶 君	委員	鈴 木 宣 子 君
委員	黒 木 勇 君	委員	飯 田 正 美 君
委員	小 泉 康 二 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	須 田 浩 和 君	委員	栗 原 文 隆 君
委員	袴 塚 孝 雄 君	委員	五 十 嵐 博 君
委員	小 川 勝 夫 君	委員	安 藏 栄 君
委員	田 口 米 藏 君	委員	松 本 勝 久 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議 長 内 藤 丈 男 君

5 参考人として出席した者(1名)

公益財団法人
水 戸 市
芸術振興財団
常 務 理 事
大 津 良 夫 君

6 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 田 尻 充 君 副 市 長 秋 葉 宗 志 君

市長公室長	小田木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
交通政策課長	須 藤 文 彦 君		
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
財務部長	白 田 敏 範 君	財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 い つ み 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	文化交流課長	三 宅 陽 子 君
新市民会館 整備課長	篠 原 芳 之 君		
産業経済部長	鈴 木 吉 昭 君	産業経済部参事兼 商工課長	長 谷 川 昌 人 君
建設部長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
建築課長	大 和 田 聡 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君
都市計画課長	柴 崎 美 博 君		

7 事務局職員出席者

事務局長	小 嶋 正 徳 君	事務局次長 兼総務課長	関 谷 勇 君
議事課長	永 井 誠 一 君	法制調査係長	富 岡 淳 君
書記	武 田 侑 未 子 君	書記	堀 江 良 君

午後 1時 1分 開議

○渡辺委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより第17回新市民会館整備等調査特別委員会を開催いたします。

本日も参考人として、公益財団法人水戸市芸術振興財団、大津常務理事に御出席いただいておりますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(2)のとおり、議案第2号の1件であります。

お諮りいたします。審査の進め方につきましては、初めに執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行い、御意見を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

議案第2号 水戸市民会館条例について、執行部から説明を願います。

篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 それでは、議案書①の1ページをお開き願います。

市議会議案第2号 水戸市民会館条例につきまして、市民協働部新市民会館整備課提出の資料により御説明いたします。資料のほうを御覧ください。

初めに、1の制定理由につきましては、水戸市民会館の設置及び管理について必要な事項を定めるものです。

続きまして、2の主な制定内容につきましては、恐れ入りますが、議案書を御覧いただきたいと思っておりますけれども……

○渡辺委員長 篠原課長、さきの2月24日に説明していただきましたよね。ですから、その辺のところ、篠原課長さんのほうのお話というか、見ないでもある程度資料は頭に入っていると思うので。

○篠原新市民会館整備課長 よろしいでしょうか。では説明を続けさせていただきます。

大変申し訳ございません。

それでは、第2条におきまして、新市民会館の設置について規定をいたしております。

新市民会館は、芸術文化の振興及び市民が集い、交流することによるにぎわいの創出を図り、もって活力ある地域の形成に資するため、設置するものであります。名称は水戸市民会館。土地は水戸市泉町1丁目7番1号です。

第3条において、新市民会館の施設を規定しております。

第4条において、新市民会館が行う事業を規定しております。

新市民会館においては、市民の芸術文化の鑑賞、普及等のための事業、市民の交流促進に資する事業などを行うこととしております。

第5条及び第6条において、新市民会館の管理を指定管理者に行わせること及びその業務を規定してござ

います。

第7条においては、開館時間及び会館の休日を規定してございます。

第8条から第11条において、利用許可等に関することについて規定してございます。

第8条第1項において、利用の際に許可が必要な施設として、各ホール、各会議室等の有料施設と附属設備、エントランスロビー、ラウンジなどの有料施設以外の部分を規定してございます。このうち有料施設については、その利用内容や利用者の利便性を考慮し、第8条第2項及び第3項において、大ホールをはじめとするホール、展示室、大会議室等については時間区分を単位として、第4項において中会議室をはじめとする会議室、多目的室、和室等については1時間を単位として許可することとしております。また第5項において、有料施設以外の部分を占有する利用については、許可の単位を1日としております。

3ページ中段の第12条から第14条において、利用料金に関することについて定めております。

第12条第1項において、利用料金を指定管理者の収入とすることを定め、第2項から第5項までの規定において、有料施設と附属設備の利用、占有利用の利用料金の上限額を定めております。また、有料施設について、時間区分を単位として許可する大ホール等については、6ページから8ページに記載の別表第1に、1時間を単位として許可する中会議室等については、9ページに記載の別表第2に具体的な額を定めてございます。利用料につきましては、類似施設を参考に設定させていただいたものです。

第4項の附属設備については、附属設備ごとに1日当たりの上限を6万円とし、具体的な金額は規則で定めるものであります。

第5項の有料施設以外の部分の占有利用の場合については、その利用する部分、1平方メートル当たり1日につき110円を超えない範囲内の額としております。

その他、第16条において、職員の立入りに関する規定、第18条において、禁止事項に関する規定など、公の施設の管理運営に必要な事項を定めております。

資料の3、施行期日につきましては、公布の日から起算して2年4月を超えない範囲内において、規則で定める日を条例の施行日とし、新市民会館の管理に関する準備行為の規定や、旧条例の廃止、関係条例の改正等につきましては、公布の日とするものでございます。

2ページには参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しを願います。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○渡辺委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑を行います。

議案第2号について、質疑のある方は発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 大変御苦労さまでございます。

ちょっと二、三点お聞きしたいことがあるので、お伺いいたします。

まず初めに、この有料区分の取扱いでございますけれども、にぎわい創出、そういったことも含めて、この新市民会館があるんだと、こういうふうなお話でありますけれども、市民が使う場合の減免規定というのはどこかに書いてあるのか、私が見落としていけば大変申し訳ありません。お願いします。

○渡辺委員長 減免の部分は資料のどこに記載されているのかということですね。

篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

条例第13条のところに利用料金の減免ということで、指定管理者は市長の特別の理由があったと認めるときは利用料金を減額し、または免除するものとするということの規定を入れさせていただいております。具体的なものにつきましては、今後、具体的な規定等を定めてまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 指定管理者が、一応その会社がお預かりするわけですよね。で、例えばこの方は減免に値するの可否かということは、指定管理者が一々市長に確認をするという動作になるのでしょうか。それとも何らかの規定を設けて、そして、その中で指定管理者が当てはめて選択をしていく、こういうふうな考え方もあるかというふうに思うんですが。この辺については、現在のところどのようにお考えをいただいているのか。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

袴塚委員のおっしゃるとおり2つの考え方があると思います。今後、そういったものも含めまして、減免の考え方についてまとめてまいりたいと思っています。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これは、条例という議案が今提出されているわけですよね。その中で我々が承認しました。しかしながら、議会としては納得の得難いような環境が出てきてしまったと。こういうこともあるのではないかとこのように思うんです。

本来であれば、やはりこういった条例を提案する場合は、これまでもあったように、減免規定というのは明確に、やっぱりきちんと、こういうふうな方、こういうふうな状況の場合には減免になりますよと、こういうふうなことをお示しすべきではないかと思いますが。これについてはどのようにお考えをいただいていますか。

○渡辺委員長 これまでの減免規定について部内、また課内でどのような協議があったのか、そういうものも含めて答弁願います。

篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

袴塚委員のおっしゃるとおり、減免する際に、きちんとした基準等がここで必要となってまいりますので、条例では、この条文とさせていただいて、きちんと規定等を定めて、必要に応じて議会のほうに御報告させていただきます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ以上、今回は出てこないの、申し上げても仕方ないのかなと思いますが、こういった場合は、やっぱりきちんと委員の皆さん方が納得できるような条件をお示しいただくというのが、本来の筋ではないかというふうに思いますので、御意見だけ申し上げます。

○渡辺委員長 須田委員。

○須田委員 ちょっと確認だけさせてください。私の不勉強がとともあるので申し訳ありません。

例えば、新斎場等の条例とか規則のところに、市内に住所を有するもの、幾ら幾らというような規定があったと思います。そういう意味では、例えば減免されるのはどういったもの、市内利用が減免されるような同等の施設というのは、これまで条例内にあるんでしたっけ。

例えばリリーアリーナMIITOさんとか、あれはたしか条例内にはなくて規則で別に、市内に有する者とか、そういうふうになっていたんでしたっけ。そこら辺、リリーアリーナMIITOはどうでしょうっていうのも分からないでしょうけれども。

ただ、そういうふうには、通常これで、全て市長の減免のところ、いわゆる第13条で今まで処理してきたんでしたっけ。処理した上で、その第13条の内容ができていないというのが今の状況なのか、それとも、それも含めてこれまでは、その規定の中に最初につくってあったのか、ちょっと条例の形ってどうだったんだっけなということなんです。

○渡辺委員長 他の同じような施設について、篠原課長以外でも分かるような方がいましたら挙手願いたいんですが。分かりますか。

そもそもほらね、この第13条の文言だけで。

〔「ちょっとあわせて」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 はい。須田委員。

○須田委員 というのはね、例えば市のスポーツ振興協会が管理するところだったら、その規定が使えるんでしょうけれども、今度は指定管理者ということで、ほかの者がやったときに、この条例だけ見れば、減免は市長の云々という形だけど、幾ら何でもそれはないんじゃないのとか。例えばゼロにするって市長が言ったからって、こっちは経営しているんですよと、そういう気持ちは当然現れると思うんですよ。そうすると指定管理者の条例をつくるということは、そこら辺もう明確にしておかないとならないのかなと私は思うんですが、どういう考え方が教えてください。

〔「委員長、ちょっと関連で」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 今回の条例の第13条では、指定管理者は、市長が特別な理由があるときに認める。だから要するに、この条例では、市が運営を管理するんじゃないから、指定管理者に任せるわけですよ。だからここで市長が特別な理由があると認めるときはと、その認めるときの規定があるわけですよ。例えば、市内に住んでいる人が利用するとき、市外の人が利用するとき、また、我々みたいな高齢者が利用するとき、また、身体障害者関係が利用するとき、それは何割ですよ、2割ですよ、1割ですよ。

その裏の利用料金表がございますね。大ホール、中ホール、小ホール、それから展示会なら展示目的、いろんなこの種類によっては、これは何割ですよ。全部規定があるわけですよ。それでないと、この条例を議決すると、この指定管理者はということで、指定管理者に制限を与えるわけなんです。

だから水戸市が幾らやったって、もう水戸市の手中にはないわけです。すると一切の運営をやるから、その運営の明細が我々議会のところへ示されるわけですよ、普通は。それがないと、じゃ、水戸市在住の人と

市外の人がどうなんだと。じゃ慈善団体がやる場合とどう違うんだと。それが明確に区分けされているわけです。ですから、その規定を出してもらえばいいと思うんです。難しくないです。簡単です。出してくれれば。

○渡辺委員長 それでは、今の話の中で、篠原課長のほうから細かい規定はまだできていないというお話でしたね。

ちょっと暫時休憩いたします。

午後 1時17分 休憩

午後 1時23分 再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、ただいまの袴塚委員、福島委員、また須田委員からの質問に対する答えをお願いします。

太田技監。

○太田市民協働部技監 お時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

まず、御質問いただいた内容の中で、リリーアリーナMIITOという明示もございましたので、お話しさせていただきますと思います。

まず、今回の新市民会館につきましては、市民が利用する場合、それから市民以外の方が利用する場合、その区分を設ける考えはございません。一律というふうに考えてございます。また、その減免に対する基準についてでございますが、例えば、先ほどリリーアリーナMIITOの例がありましたが、体育施設のようなときには、指定管理者との協定の中で、減免基準あるいはその料金徴収基準、そういったものを定めております。今回の新市民会館につきましても、指定管理者との協定を結ぶときには、そういったものを決めていきたいというふうに考えてございます。

一例ではございますが、体育施設を例にいたしますと、主が水戸市、市が主催する公共または公益のために利用するときなど、そういったときには、減免の措置を取るというふうな基準を設けておりますので、新市民会館につきましても、同様の基準を定めてまいりたいというふうに考えてございます。

○渡辺委員長 ただいま、太田技監のほうから、考え方、また協定の内容のお話がありましたが。

袴塚委員。

○袴塚委員 そうしますと、今の話を要約すると、市がやる分については減免ですと。市民は、お金を取りますから、好き勝手に使ってくださいと。こういうふうな話の理解でいいですか。

○渡辺委員長 太田技監。

○太田市民協働部技監 お答えいたします。

先ほど、私のほうから御答弁させていただいたのは、あくまで一例ということになってございます。もちろん今回の条例のほうで、設置の目的というものを定めておりますが、その設置の目的を達成するために、市長が必要があるというふうに認めた場合には、減免のほうについても検討していくということになるかと思っておりますが、詳細につきましては今後十分検討してまいりたいと考えてございます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これは水戸市がやるとか、水戸市の外郭団体が運営をするということであれば、これから決めていただいても私は何ら不都合はないというふうに思います。

やっぱり我々は、この条例を議決するわけですから、議決する内容がどういうものか分からない。

もう一つ言えば、有料区分と無料区分の整理がちっともこの条例の中では見えない。このほかにも、別表2の中にはいろいろ書いてありますが、エントランスに関わるものについては全く規定がないわけですよ。

要は、その収入を得るのが指定管理者ですから、赤字でやる指定管理者は誰もいない。必ず、少なくともとんとん、もしくはプラスアルファ。これが指定管理者の目的だというふうに思うんです。赤字を食ってまで水戸市のために頑張ろうなんていう指定管理者はいないと思いますので。

そうすると、やっぱり収益事業という考え方をしたときに、ある程度、この場所は平米幾らですよ、この場所はこうですよという、そういうものが、この文言規定とあわせて、例えば、やぐら広場からエントランス、これは物すごく広いんです。ここで催事をやる場合には、やぐら広場だけではなくて、北側のほうまで——やっぱりあのロビーは広いですから、それを使っていく。そういうふうな催事が間違いなくあるはず。

そうすると、今漏れ伝わってくるころによれば、やぐら広場は有料だけれども、そこから先は無料だよと。こういうふうなことになる。やっぱり水戸市としては市民の血税を幾らかでも、ここに入れるということ避けるということになれば、やっぱり一体的に催事をする。例えば、3つに区切って料金設定をすれば、いろんな手法があったんじゃないかというふうに僕は思うんですが。この辺については検討されているんでしょうか。

それと、先ほど来の減免規定についても、これからやりますよというのは、分からないわけではないんですけども、1回議決して見たものが、例えば委員会として、特別委員会として何かこれではまずいんじゃないのと、こういうふうなことがあったときに、議決事項ですから、なかなかそう簡単に変えるというわけにはいかない。

この辺について、やっぱりちょっと、この条例案は少し足りない部分があるのかなというふうに思うんですが、この辺についてはまずどのようにお考えいただいているのか。

それで、有料の場所と無料の場所の設定の仕方については、どんなふうに考えているのか。最終的にはこれを指定管理者が受けるにしても、指定管理者はそういうものを基に収益を考える。そして指定管理料を自分で設定して入札参加するんだと思うんですよ。そこがきちんとしていないような状況が見えるんじゃないかと思うんですが。この辺について、申し訳ありませんけれどもお答えいただければと。

○渡辺委員長 いわゆる減免規定並びにこの料金も含めた細かい主要な規定がまだできていない中での議論になるので、これは議案として皆さんが自信を持って出してきたものだと思うんですよ。そういう部分の中で今のこの現状をどんな形で、今の質問に答えるのか。これは課長さんじゃ、あれなんじゃないんですか。

これはいわゆる議案として不備だということなんです、言われているのは。ですからそれを議案として出しているわけですから、むしろ今後どういうふうに、どんな形でどうするのか、ちょっとお答えをお願いしたいと思うんですけども。だんだん上に行くよ、部長さん。次は副市長。本当は市長さんがいいですけどもね。

〔「委員長。同じことで」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 福島委員。

○福島委員 私が考えているのは、前のここにあった市民会館と同じように考えていいのか、それとも、指定管理者にするから新たな考えにしないといけないのか。

例えば、町内会の集まりをやりますよとか、学校が学芸会の発表会をやりますよとか、八文字学園とかいろんな私立が卒業式をやりますよとか、ね。私は市民会館というのは、本当に市民の皆さんが町内会でカラオケ大会をやりますよとか、もう自由に使えるもんだと思っていたんです。

だけど、指定管理者というのが料金を決めたら、水戸市がやるんじゃないから、一々この第13条では指定管理者は、市長が認めたものはっていうふうになると、前は市民会館に行って申し込めばそれでただで使えたのに、今度の場合は一回一回水戸市に来て申し込んで、それを指定管理者のほうにも許可をもらわなければできないの。

それには、規定がなければ駄目なんだよ。ね。そうすると我々は市民に聞かれても、おたくの子ども会でやるならばこれは5割引きですよとか、あれですよ。そういうものは決まりがあるわけですよ。水戸市が運営するんじゃなくて、指定管理者が運営して金もうけをやるんだから。その明細がなければならぬんだよ。

○渡辺委員長 それがまだできていないというのが今の答えなので。

〔「できてなきゃ条例じゃないでしょ」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ですから、これは不備があるって話をしたので、これについて今袴塚委員の話でその部分について、それをどんな形でやるのかを、まず部長あたりからお答え願いたいと思うんですが。

○福島委員 議案を取り下げます。4月からこれを使うわけじゃねえから。来年か、再来年だもん。

〔「取り下げろ」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 指定管理者にすることだけ考えているから。市民の立場で、使う人の身になって考えてくれよ。

○渡辺委員長 川上部長。

○川上市民協働部長 皆様方、各委員の方々からの御質問に明確にこれまでお答えできず申し訳ありません。

条例のほうは、指定管理者が、市長が特別の理由があると認めるときは利用料金を減額、また、免除をするものとなっております。

これは、指定管理者の申請とかに左右されることなく、市が明確に定めた具体的な基準を公表し、その基準に基づいて運用しなければならないと考えております。

先ほど、体育施設の例を技監のほうからお答えいたしました。体育施設においても利用料の徴収基準を設け、一例で申し上げた、市が主催する事業などのほかに、福祉の増進、観光の振興、スポーツの振興、青少年の健全育成等の理由により減免することが必要と認める場合等々を、明確に定めております。

したがって、今回の市民会館につきましても、この第2条で明確に規定している設置の目的、芸術文化の振興、市民が集い交流することによるにぎわいの創出、活力ある地域の形成に資することを鑑みて、利用料の基準につきましても、今後、明確に具体化し公表してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 今、部長さんね、各委員さんからは、いわゆる使用するときに個別のこういう場合はどうなんだ、ああいう場合はどうなんだという御質問になってきてしまったので、規定ルールがないところでそういう質問になっているので、答えられるはずがないんだよね。そうでしょ。だって細かい場面なんだから、幾らこれがこうなんでこうですって大枠で話しても、質問はみんな一つ一つのこういうときにはどうなんだと、例えばこども会が使うとか学校が使うとか、そういうときはどうなんだというそういう話になっているので、いわゆるこの細かい規定というものがきちんとできていないと、今の質問に答えられないような気がするんだよ、私は。ですからその辺のところでは今後どういうふうにこれね、議案として出ているので、皆さんは自信を持って出したわけだよ、これは。間違いないということで出た議案なので。

ちょっとまた暫時休憩させていただきます。

午後 1時35分 休憩

午後 1時41分 再開

○渡辺委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの件につきましては、まだ正式なものではできていないんですけども、今まで協議した中で、まだ完成には程遠いんですけども、他市の例とか、そういう似たような資料があるというようなことなので、明日、また再開したいと思うんですけども。

取りあえず、質問が3つあったそうなので、あとの残りの2つをお願いします。

袴塚委員。

○袴塚委員 1つは今の話。それからもう一つは、申し訳ないですけども、パブリックスペースを使う場合に、有料の場所と有料でない場所があるというようなことがいわれております。

私はこれは今、なぜ第三者の指定管理者にするかという、収益性を求めるという部分もやっぱりあるんじゃないかというように思いますので、この辺については、やっぱりいただけるようなスペースは、ちゃんとお金をいただいて、そしてそれを指定管理者の収入に充てるなり、水戸市からの払出しを抑制する、そういった考え方が必要ではないかというふうに思いますので、その辺について、できればもう少し規定――別表2にもあるんですけども、その辺についてどのようにお考えをいただいているのかをお伺いしたいというふうに思っています。

これ、やぐら広場とか、エントランスは無料だっていうんですね。ですからほかにもそういうところがあるのかも分かりませんが。その辺についての考え方を示していきたい。

○渡辺委員長 これはどうですか。お考えはもうまとまっているんですか。

それでは、太田技監。

○太田市民協働部技監 ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、袴塚委員からお名前が出ています、やぐら広場は一つの例かと思いますが、今回の条例では、その名称は使っておりませんが、条例の第3条の第3項、屋内広場という表現を使わせていただいておりますが、こちらがやぐら広場に相当する部分でございます。

こちらの利用料金につきましては、先ほどございました別表第1、ページ数でいきますと7ページでござ

いますが、別表第1の第3項、屋内広場というところで料金の設定をさせていただいております。

また、そのほか、エントランスロビーとかにおいても、様々な利用が想定されるのではないかというふうな御指摘かと思えますけれども、そちらについても、我々としましては収入を得たいというふうに考えてございますので、ページ数でいきますと3ページ、第12条のところに、利用料金の設定をさせていただいておりますが、第12条の第5項のところで、占用利用の場合、様々なイベント等でエントランスロビーなど占用して利用いただく場合につきましては、1平方メートル当たり、1日につき110円ということで料金を徴収するという考えで設定をさせていただいております。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 平米幾らということは、例えば5平米だけ使いたいという、そういうのも受け入れるんですか。そういうふうな希望があった場合には、例えば売店を1個だけやりたいんだと、窓口だけあればいいので机1個置きたいんですよ、こういうふうな場合は、少なくとも2平米か3平米あればいい。そうすると、そういう貸し方になるんですか。

これはある程度枠を切ってね、そして収入を得るという考え方をしないと、とてもじゃないけど、これは管理の仕方が非常に複雑で難しいんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどんなふうにお考えですか。

○渡辺委員長 太田技監。

○太田市民協働部技監 お答えをいたします。

今の御質問でございますが、具体的に何平米以上というふうな基準は定めておりません。ただいろいろな使い方があると思いますので、その辺は館の運営ですとか、利用者への影響がないとか、そういったものを踏まえまして、柔軟に対応をしてみたいというふうに考えてございます。

○渡辺委員長 その、柔軟に対応ということは、今後のそういう規定の中で対応していくということによろしいですね。

須田委員。

○須田委員 料金規定について、ちょっと幾つかお伺いいたします。

料金規定について、類似施設等々を参考にということでありました。類似施設という中にザ・ヒロサワ・シティ会館は入っていますでしょうか。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ザ・ヒロサワ・シティ会館は入っております。

○渡辺委員長 入っているの。

○篠原新市民会館整備課長 入っております。

○渡辺委員長 入っています。

須田委員。

○須田委員 料金を比較するとどのぐらい違いますか。大体一緒ですか。私は何となく、ザ・ヒロサワ・シティ会館さんより随分値段が高い設定、当然施設が大きいですから。ただ同じようなホールを使用したとき

に、2,000人のホールと1,500人のホールを使用したときに、ザ・ヒロサワ・シティ会館さんよりちょっと高いのかなど。当然、そのときの建物の価値とかいろいろあるとは思いますが、何十年も前に建てたものと。

ただ、実はザ・ヒロサワ・シティ会館さんとは、一緒に相乗効果を持ちながら発展していきたい、水戸全体を盛り上げたいという感覚と同時に、やはり利用率という問題で、ザ・ヒロサワ・シティ会館さんが60%、70%、うちのほうは40%とだという形になる、一番大きな要因というのが、施設の魅力はこっちだけど、料金は向こうのほうの方が安いから向こうにいいと思いますよなんてことになる、私はちょっと困るかなと思うんです。料金の比較というのはどの程度、大体類似なのか、ザ・ヒロサワ・シティ会館さんのほうが、県のほうが安いのか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○渡辺委員長 ザ・ヒロサワ・シティ会館の話が出たんですけれども、ほかともいろいろ比較検討しているんですか。その辺もあわせてお答えください。

篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

利用料金の設定につきましては、類似施設を参考に定めさせていただいております。ザ・ヒロサワ・シティ会館ですとか、宇都宮市文化会館、アルカスSASEBO、そういったところなどを参考にしながら、設定をさせていただいたところでございます。

○須田委員 例えば大ホールだとどうなんですか。

○篠原新市民会館整備課長 ザ・ヒロサワ・シティ会館との比較ということでございますが、市のほうは平日の午前中であれば、無料から1,000円以下が4万8,400円でございます、ザ・ヒロサワ・シティ会館は入場料の1,000円の場合ですと、4万1,710円となっております。

○須田委員 その上の段階は。

○篠原新市民会館整備課長 その上の段階は……

○須田委員 結局ね、市民も含めて無料の使い方じゃなくて、やはり利用としてにぎわいを創出することは、大きな入場料をちゃんと取ったときなんです。そのときの入場料がザ・ヒロサワ・シティ会館さんとあんまり変わらないのか、変わるのかという。ただ料金区分がザ・ヒロサワ・シティ会館さんとちょっと違うと思うんですよ、たしか。正直言うと、こっちは3段階じゃないですか。向こうは2段階かなんかじゃないですか。そうなってくると1,000円のところで比較するっていうのがちょっとね、私は、何ていうのか、おかしいのかなということで、当然、宇都宮市さんでライブを開くんだよ、栃木県でライブを開くんだよ、水戸市でライブを開くんだよというときに、その選択の比較もあるんだけど、一番のライバルであり、相乗的に一緒に発展していくのは、ザ・ヒロサワ・シティ会館さんなので、そこでの値段の相違は大体なしということでもいいですか。そのどの区分においても、ほとんど差はなく同じようなものですかということです。

○渡辺委員長 篠原課長、お答えできますか。

これ、施設の新しい、古いとかいろいろありますので、料金が同じということはないと思うので、やはりそれだけの新市民会館の立地場所とか、いろんな様々なものを加味した上で出した金額だと思いますので、

自信を持って出したんだったらきちんと答えて。ほかと比べても遜色ありませんと。利用料金、その他についてもね、これでは高くて来られないというようなことはないとか、自信を持って出したものだと思いますので。大丈夫ですか。

それじゃ、大津常務理事、お願いします。

○大津公益財団法人水戸市芸術振興財団常務理事 ただいまの須田委員のほうの御質問ですが、私のほうでもザ・ヒロサワ・シティ会館との料金の比較……

〔「委員長，委員長，委員長」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 はい。袴塚委員。

○袴塚委員 これさ、水戸市が指定管理者を出すはずだよ。水戸市が指定管理者を出すんでしょ。何で参考人に来ての人が答弁をするんですか。

○渡辺委員長 これは、今回出てきてもらったのは、料金体系とかちょっと調べてもらったということがありますので、執行部のほうで。それで専門的な今までの経験があるので、その辺のところで分かりやすく説明していただくというようなことで、今指名したということです。

〔「じゃ，委員長の御指名なら」と呼ぶ者あり〕

○大津公益財団法人水戸市芸術振興財団常務理事 じゃ、すみません、答えさせていただきます。

御存じのように、今、ザ・ヒロサワ・シティ会館は、大ホールが1,514人収容人員になってございます。それで料金を調べますと、1日使うときに今の1,514人で割り返すと、ザ・ヒロサワ・シティ会館の料金は一人当たり108円となります。それで、1,000円以上の料金になりますと、使用料も高くなります、1人当たり125円というような数字になってございます。

それに対しまして、新市民会館の大ホールのほうは、入場料が1,000円以下の場合2,000席で割りますと1人当たり91円という数字になってございます。それで、入場料5,000円以上を取るような有名な演奏家とか、話題のある俳優さんが出るようなお芝居は当然、入場料5,000円を超えるかと思うんですが、そういう場合は、新市民会館は1人当たり228円になってございます。

ですから、ザ・ヒロサワ・シティ会館の大ホールと新市民会館を比べた場合は、入場料が5,000円以上になる場合は、ザ・ヒロサワ・シティ会館の125円に対して新市民会館は228円ですから、約100円ほど高くなりますが、それは100円ですので、入場料にあまり反映しないんじゃないかなというふうに考えてございます。

そのほかの楽屋につきましても、ザ・ヒロサワ・シティ会館は3,300円から6,600円というので、5つの楽屋の利用料金を設定しているようですが、新市民会館は1,890円から1,420円、1日使ってもそういう料金になっているようです。あとは和室につきましても。

〔「いいよ，いいよ」と呼ぶ者あり〕

○大津公益財団法人水戸市芸術振興財団常務理事 いいですか。

そういうことですね、特にザ・ヒロサワ・シティ会館と比べて料金設定が極端に高いということはないので、市民利用が図れるような料金設定になっているんじゃないかなと、こういうふうに考えます。

○渡辺委員長 須田委員。

○須田委員 約110円だったんでしょうけれども、取りあえず1人当たりに見れば恐らく1,514掛ける125円で、こっち側だったら2,000掛ける228円になっちゃうんでしょうけれども。1人当たりの計算だと100円ですけれども、実際にはそれに人数が増えて、さらにプラスになるという部分があると思っています。

ただ、正直に言えば、5,000円以上のコンサートをやる場合だったら、実は借りるほうが10万円高かろうが20万円高かろうが借りる方はいると思うんですが、その中間区分のところが大変不安です。それだけのポテンシャルがこちらにあるんですよということでありますし、当然ながら向こうは県のいばらき文化振興財団がやる、こっち側は民間企業が仮に入るとすればやる。そうすると、こちらの民間企業による努力というもので勝てるかもしれないけれども、そこら辺の料金設定で、私は、迷ったときに向こうに行く人がいるんじゃないのかな。また駐車場ということを考えると、駐車場がないの問題は、こちらはまちなかなので公共交通機関を使わせたい。で、いいものは公共交通機関を使っても来ますよ。それは構わないんですが、そういう意味では向こうが選択肢に入ることが多くなるんじゃないかという懸念ですけれども、あくまで私の懸念です。そちら側からすれば大丈夫だということですので、私からはそれが大変懸念ですよということを伝えて終わりでもいいです。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

先ほど来の質問等について、明日また改めて資料を出して質疑に応じたいという申し入れがありましたので、今日はこの辺で。

袴塚委員。

○袴塚委員 3問目です。ロビーがやぐら広場って言ったんですか、さっきね。

○渡辺委員長 いや、ロビーとやぐら広場は違いますよ。

○袴塚委員 屋内広場か。屋内広場。

ここに、ラウンジっていうのがあるんだけど、これは飲食か何かやる場所ですか。第3条の施設の中に12号、13号にロビーとかラウンジというのがあるんですよ。これを見ると料金設定がないですよ。ありますか。ないですよ。

これは指定管理者になってから、何か喫茶店が入るとか飲食店が入るとかという話もあるんだけど、それは指定管理者になってから指定管理者が勝手に入れるんですか。それともそれは別貸しするんですか。

○渡辺委員長 これは大事なことなので。

太田技監。

○太田市民協働部技監 お答えをいたします。

ただいま御質問がありました第3条の12号、13号のロビー、ラウンジのところだと思いますけれども、ロビーといいますのは、先ほど私のほうで説明をさせていただきました、1階の入り口のところなどのロビーを指してございます。ラウンジと申し上げておりますのは、新市民会館の特徴であります市民の方が自由に御利用いただけるラウンジギャラリーですとか、ミーティングラウンジとか、そういった場所がございまして、そちらを想定してございます。

こちらの料金につきましては、条例の第12条第5項のほう、先ほどの答弁の繰り返しにはなってしまい

ますけれども、こちらは占用して利用される場合の料金についてを規定しております、先ほどの平米当たりの1平米でも、2平米でもというお話がありましたけれども、料金設定といたしましては、1平米当たり、1日につき110円というふうなことで設定をさせていただきます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 やぐら広場の奥に、何か喫茶店みたいなのが最初、こう絵に描いてあったような気がするんだけれども、ここの取扱いというのは、これは屋内広場という取扱いで、ここに入る人は公募なんですか、それとも指定管理者が公募をするんですか。

○渡辺委員長 太田技監。

○太田市民協働部技監 お答えをいたします。

御質問のありましたカフェ、レストランという表示があった部分かと思えますけれども、そちらにつきましては、今後水戸市が運営事業者を公募して決定をしまいたいというふうに考えてございます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 公募ね。じゃ、これは指定管理者とは全く別のフロアという考え方ですか。

○渡辺委員長 太田技監。

○太田市民協働部技監 お答えをいたします。

こちらにつきましては、運営事業者を募集いたしまして、そちらの方に運営のほうをお任せしたいと考えてございます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だから、聞いているのは、今指定管理者の話をしているので、指定管理者が管轄するエリアではなくって、その前が、これは屋内広場とくっついてるんだよね、セットになっているんですよ、やぐら広場とね。で、やぐら広場のほうとはここの一角は全くもう切り離しちゃうと、例えば、イベントで同一性があるようなものが入ってきても致し方ないということなの。

○渡辺委員長 太田技監。

○太田市民協働部技監 お答えをいたします。

御質問のありました、カフェ、レストラン部分の管理につきましては、指定管理者と別という扱いにしたいと考えてございます。

なお、先ほど御質問がありました、イベントなどのときに連携して行くことも想定されるのではないかと、いうふうな御質問かと思いますが、我々もそういうふうに考えてございまして、例えば、ホールで何かイベントがあるときに、こちらから何か提供するとか、そういうこともあるでしょうし、前の広場の空間を使ってくつろいでいただくとか、そういうのもあると思いますので、こちらについては十分連携というものを意識してやってまいりたいと考えてございます。

○渡辺委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 終わりにします。

カフェ、レストランの料金体系は、さっき言ったその平米百幾らという料金体系なんでしょうか。それと、このフロアについては、設備等がある程度当初から入っていないと、例えば電磁調理器を入れるにしても、

水道を入れるにしても、これはカフェ、レストランですから、当然、熱源、水源を扱うわけですよ。そういったものの給排水設備、それから空調設備等々は当初の工事費の中に入っていて、それを勘案したときに、料金体系は幾らぐらいという想定をされているんですか。まだ想定されていないんですか。

○渡辺委員長 太田技監。

○太田市民協働部技監 お答えいたします。

まず、料金についてでございますが、こちらについては、先ほど申し上げました占用利用のほか別に設定をしております。

また、当然、御質問がありました電気料金ですとか、空調の料金、水道の料金、これは別途請求をさせていただきたいというふうに考えております。

○渡辺委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。幾つかお聞きします。

まず最初に、第2条の設置の部分についてお伺いします。この間、ちょっといろいろ他市の市民会館の条例を見てきたんですけども、大体、市民の芸術文化あるいは市民の学術文化の振興、向上及び福祉の増進に寄与するために設置をするというのが普通であります。

それで、水戸市の市民会館条例も以前の条例では、やはり市民の芸術文化の向上と福祉の増進に寄与するため設置するとなっております。

今回の第2条の中で、福祉の増進というところが抜け落ちてしまったのはなぜなのかをお伺いします。

○渡辺委員長 福祉という文言が抜けているけれどもどうなっているんですかということですから。意図的に抜いたんだか、抜いていないんだか。

篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

第2条のところ福祉の文言が抜けたということですが、芸術文化の振興及び市民が集い交流することによるということで、その福祉の増進、公助、そういったものについてはうたっております。

○渡辺委員長 ありがとうございます。御理解いただきたいと思います。

○土田委員 ありがとうございます。この福祉の増進が抜け落ちるような計画なのだからだと思います。

〔「そんなこと言ってないよ」と呼ぶ者あり〕

○土田委員 根本的に。

もう一点、以前の市民会館には運営審議会が水戸市にもあったと思います。普通、この市民の文化向上と、市民の福祉増進を目的とする文化ホール的なものを行っているところでは、やはり市民の意見のみならず、学識経験者、学術経験者、文化事業、芸術事業の専門家などが入って、運営についていろいろ話し合いをしたり、意見をしたりという場があって、運営がされていくわけです。

これが、今回はまたなくなると。これはもう指定管理者にお任せで、水戸市の芸術振興についての市民の意見、専門家の意見、そういったものが反映される場はないと考えていいんでしょうか。

○渡辺委員長 それは、第何条に関連しているの。

○土田委員 最後のほうに。議案書で言うと5ページで、審議会の委員の削除で出てます。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

新市民会館に関しましては、市民に親しまれる施設とするため、市民がその運営に参加してもらうことが大変重要であると考えてございます。市民が新市民会館の運営等について積極的に携わり活動する新たな組織の設置を検討しているところでございます。

○渡辺委員長 土田委員。

○土田委員 設置を検討していらっしゃるということでしたら、それはこの条例には反映されないということですか。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 そのとおりでございます。

○渡辺委員長 土田委員。

○土田委員 もう一点だけお聞きします。

新市民会館の参考資料のほうに、ホール等々、利用料金等が出ておりますけれども、附帯設備については、何もなくて。普通、ホールを借りる場合には、まずホールの図面でどういうホールなのか、そしてどんなものがあるか、何を借りられるのか、何が使えるのか、それをあわせて幾らになるのかという計算をして、借りるほうはどこを借りるか決めるわけです。

附帯設備についてはまだ先なんだというお答えなんでしょうけれども、何があつて幾らで借りられて、そういう一覧表が普通はセットになっているはずですが。これが抜け落ちているというので、完全に不備ではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、附属設備ですね、そういったものについては、他市の条例等を参考にすると、規則のほうで定めているところがほとんどでございますので、本市に関しましても規則のほうで定めてまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 土田委員。

○土田委員 最後にもう一つだけ。素朴な疑問でお聞きしたいのが、入場料のお金の区分で、さっきから混乱しているのは、5,000円以上ではなく、5,001円以上、その手前が5,000円以下になっているから分かりづらいんだと思います。

私も今回ちょっと迷ったんですが、5,000円のチケットのときは一番高い区分じゃないんですよね。5,001円以上になるから。で、わざわざこの微妙な1円で、普通に5,000円未満、5,000円以上とされずに区分したのはなぜなのでしょう。

○渡辺委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

他の類似施設等、そういったものを参考にしながら、この金額で出させていただいております。

○渡辺委員長 土田委員。

○土田委員 じゃ、どちらかという、これ1円で区切るほうが少ないんじゃないかと思います。というのは、先ほどから出てますけれども、5,000円のチケットを取れるような公演をやる場所に対する優遇的なことなのかなとか、そういうふうを考えなきゃいけないのかなと思うような区分で、非常に不自然だと思いました。

で、結局、先ほど来、出ていますように、市民目線でない、市民利用のためのものではない、市民の福祉増進にもあまり考えがないといったことで、本当に市民会館という市民のための会館であるということが、計画どおり明らかでないがしろにされていると感じました。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほどお話ししましたように、明日の13時から、先ほど聞いてあった細かい規定、ルール等について、できる限りの資料をつくっていただいて、こういう場合はどうなんだというようなものに対して受け答えができるものがある程度つくって、明日お答えできるようにしていただきたいと思います。

明日13時からまたここで会議を開きたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午後 2時10分 散会